

仕 様 書

1 戸籍システム更新等業務委託

1 業務名

戸籍システム更新等業務委託

2 履行期間

契約の締結日から平成 27 年 3 月 31 日まで

< 予定価格の積算について >

費用の積算については、パッケージソフト及び、機器のセットアップ、ソフトウェアのインストール、システム設定・調整（そのために必要な本市または他ベンダーとの打ち合わせを含む）等の必要な導入作業のほか、LAN 配線（必要なハブ、ケーブル等の物品費用を含む）、データ連携、文字環境構築、データ移行、マニュアル等のシステムの稼働に必要なドキュメントの作成等のシステム稼働に必要な作業をすべて見込むこと。

3 履行場所

箕面市西小路 4 丁目 6 番 1 号 箕面市役所本庁舎

箕面市栗生間谷西 1 丁目 2 番 1 号 豊川支所

箕面市下止々呂美 9 5 3 番地 止々呂美支所

4 業務内容

本業務は、下記 6 以降に示す戸籍システムの更新等に必要な一切の導入作業とする。

5 稼働開始時期

平成 26 年 12 月 1 日

6 戸籍システム更新等業務の対象範囲

6-1 対象範囲

本市で採用する戸籍システムは、戸籍法に基づく事務のほか、附票・住基関係通知・人口動態事務などの関連事務を一体的に処理できる戸籍パッケージシステムとする。

- ① 戸籍・附票、戸籍事務付帯業務機能
- ② 平成改製原戸籍・附票管理機能
- ③ 除籍・改製原戸籍管理システム

- ④ 外国人届書管理機能
- ⑤ 戸籍関連事務機能（人口動態・相続税法通知・統計処理・9条2項通知など）
- ⑥ 民刑関係名簿管理機能（記載、照会、通知事務）
- ⑦ 住民記録システム連携機能
- ⑧ 先例検索機能（先例・通達検索、登録、編集）
- ⑨ 文字管理機能
- ⑩ 操作履歴管理及び検索機能
- ⑪ 戸籍副本データ管理システム

6-2 戸籍システムの基本条件

- ① 戸籍システムについては、法務省の定めた「戸籍事務を処理する電子情報処理組織が備えるべき技術的基準について」(平成6年11月16日付法務省民二第7002号法務局長、地方法務局あて民事局長通達)「基準書」の基準を完全に満たしていること。
- ② APPLIC（一般財団法人全国地域情報化推進協会）が取りまとめる「地域情報プラットフォーム標準仕様書(APPLIC-0008-2009)」に準拠した戸籍システムであること。また、APPLICに戸籍業務ユニットとして準拠製品登録されていること。
- ③ 戸籍副本データは、L G W A N回線を経由し送信するため、接続に必要な経費は受託者が負担すること。
- ④ 現行システムで使用している電子公印を利用すること。
- ⑤ 機器構成については、クライアント・サーバ方式であること。
- ⑥ 10年間はサポートが受けられるパッケージシステムであること。
※期間内にバージョンアップしてもソフトウェアについて別途費用がかからないものであること

7 戸籍システム再構築の要件

7-1 ユーザインタフェース要件

- ① ユニバーサルデザインに配慮したデザインであること。
- ② 文字を確認するために、文字の拡大機能を有すること。

7-2 戸籍システム要件

7-2-1 届書入力機能

- ① 入力作業の効率化及び誤入力防止のため、全届書入力画面は届書と同じ形式であること。
- ② 非本籍人でも、住民登録者であれば「住所人検索機能」により住民記録システムからのデータを利用して、届書入力画面に取り込むことが可能であること。

- ③ 届書の入力における入力中断に対して、一時保存を実施して、途中から入力の再開ができること。
- ④ 届書入力画面から公用請求書が発行できること。
- ⑤ 住定日が判明している場合、届書入力画面からの住定日入力により附票が作成できること。
- ⑥ 届書入力時に各項目（入力中の項目、本籍人検索などで反映した項目、エラーの項目など）を視覚的に容易に判別できること。
- ⑦ 本籍人検索などで一度使用したデータは、履歴情報として自動的に記憶され、履歴一覧から選択して入力できること。
- ⑧ 全国住所辞書を有し、読み方が分からない場合など、リスト表示により県から字町まで順々に選択していくことで容易に入力できること。全国住所辞書のデータは、日本行政区画便覧とする。
- ⑨ 県、郡、市町村名、大字、小字などの頭1文字の入力で簡単に検索できること。
- ⑩ 「市のみ表示」、「町のみ表示」、「村のみ表示」などの表示対象のグループ絞り込みができること。
- ⑪ 氏（又は名）のカナ読み入力で、氏（又は名）の漢字候補を容易に検索し入力できる機能があること。
- ⑫ キーボード操作を容易にするためにファンクションキーが使用できること。
- ⑬ ボタン名称の側に [F 1] などのファンクション名を表示できること。
- ⑭ 住所入力には、本籍地を置くことができない地番及び方書が管理できること。
- ⑮ 戸籍で使用できない文字が書かれた届書を窓口で受領した時、替わりの文字及び、その字義などを表示・印刷できること。
- ⑯ 届出を入力する前に該当戸籍にロックをかけることができ、届書入力の際には、戸籍ロック一覧から該当戸籍を選択できること。

7-2-2 証明発行機能

- ① 市民へ発行している各帳票の様式は、本市が現在利用している様式とすること。
- ② 本市で現在発行している帳票と同じ帳票が出力できること。詳細は、「(別紙1)戸籍システム出力帳票一覧」を参照すること。この帳票は、新設のプリンタで印刷できること。
- ③ ログインする端末毎にプリンタ出力先の管理ができること。
- ④ オンライン画面から帳票印刷時、プリンタを任意に切り替えて出力できること。
- ⑤ DVなどの場合、発行不可機能により帳票出力不可とできることとし、出

- 力不可の理由を画面上で確認できること。
- ⑥ 外部帳票について、電子公印を採用できること。
 - ⑦ 戸籍事務管掌者又は職務代理者変更があった場合には、本市でシステム変更登録ができること。
 - ⑧ 戸籍法第2条の除斥対象者の管掌者が自動で切り替わること。
 - ⑨ 市長不在時、不在期間を設定することで管掌者が自動で切り替わること。
 - ⑩ 検索画面から画面遷移せずに全部事項証明書及び個人事項証明書(戸籍及び附票)が印刷できること。
 - ⑪ 戸籍・平成改製原戸籍、附票・平成改製原附票を一括発行できること。
 - ⑫ 遡り結果一覧の戸籍を一括印刷できること。
 - ⑬ 公用請求の場合、自動で公用印を証明書に印字できること。
 - ⑭ 戸籍が異動中であっても、その事件に該当しない個人に関する証明を出力できること。
 - ⑮ 余分な紙を出力することを回避するために帳票プレビュー機能を有すること。

7-2-3 検索機能

- ① 戸籍だけでなく、除籍や改製原戸籍の検索も同一画面から一度で行えらるとともに、その区分を画面表示できること。
- ② 戸籍のみ、改製原戸籍のみ、除籍のみ検索や、それらを複合した検索ができること。
- ③ 筆頭者、構成員の区別なく検索できること。
- ④ 常用漢字、旧字、俗字などの文字がグループ化され、異体字によっても検索できること。
- ⑤ 難解な文字や変換しにくい文字を「*」などに置き換え、任意の文字として検索できること。
- ⑥ 検索候補を絞り込む際に、氏名、生年月日、本籍、筆頭者など検索キーを組み合わせて対象者を絞り込めること。
- ⑦ 氏名を全て入力せず途中まで入力して検索できること。
- ⑧ 生年月日の前方一致検索ができること。
- ⑨ 筆頭者の遡り機能(筆頭者の直系を現在戸籍を起点として、平成改製原、除籍、昭和改製原戸と遡り一覧表示する)を有し、一括印刷及び指定部分の印刷ができること。
- ⑩ 構成員遡り機能(特定個人の出生から死亡までの戸籍・除籍など一式を一覧表示する)を有し、「構成員の名」「構成員の生年月日」「母名」で検索可能なこと。また、遡り結果の一括印刷及び指定部分の印刷ができること。
- ⑪ 最新住所により附票検索ができること。
- ⑫ 届出入力を行っている途中の端末にて「割り込み処理」を行い、証明書発

行画面を新たに起動し、交付請求に対して迅速に対応できること。

- ⑬ 割り込み処理終了後は速やかに元の画面に戻れること。
- ⑭ 相続人・被相続人に関して以下の機能を有すること。
 - (1) 被相続人に対する相続人一括検索機能
 - (2) 相続人となるべき子が死亡している場合に、孫以下の戸籍を検索する代襲相続を考慮した検索機能
 - (3) 検索結果画面で、被相続人と相続人の世代関係を一目把握できること。
- ⑮ 検索結果一覧の表示方法を戸籍単位に一行ずつ表示できること。
- ⑯ 法務省民二第 7000 号通達にて「改製の例外」が規定に関する、以下の原簿(紙)検索時に「事故簿」の旨を表示し、原簿で発行する旨の注意メッセージを表示できること。
 - (1) 出生年月日欄と出生事項とで出生年月日の表記が異なる場合
 - (2) 存在しない年月日の表記がされている場合
 - (3) 同一人につき複数の戸籍が作成されている場合
 - (4) 告知を受けた者から正字化を欲しない旨の申出がある場合
- ⑰ 戸籍の構成員を一覧表示する画面で、各構成員の個人状態区分を表示でき、戸籍表示画面上で以下の区分が全て表示できること。
 - (1) 不受理申出の有無
 - (2) 在外選挙登録の有無
 - (3) 家裁からの通知の有無
 - (4) 法務局への照会の有無
 - (5) 保留の有無
 - (6) 胎児認知の有無
 - (7) メモ
- ⑱ 戸籍表示画面から、ワンタッチで対となる附票の画面へと遷移し、附票住所の確認などを迅速に行えること。

7-2-4 審査機能

- ① 必須入力項目の入力漏れがあった場合、エラーメッセージを表示すると同時に、入力漏れ箇所自動的にカーソルを移動できること。
- ② 関連チェックエラーがあった場合、エラーメッセージを表示すると同時に、関連チェックエラー箇所を色で表示できること。
- ③ 複数エラー箇所がある場合は、該当するすべてのエラー箇所を表示する機能があること。
- ④ 戸籍で使用できる字とできない字の区別を画面上で判断できること。また、戸籍事件に使用できない字を使用した場合は、システム上でエラーチェックされ、最終的には特別な操作をしない限り戸籍は出来上がらないようにすること。

- ⑤ 審査にてエラーが表示された時、エラーに関連する戸籍六法表示、対策対応表示、先例・通達参照ができること。
- ⑥ すべての関連表示を連続で行えること。
- ⑦ 先例検索及び審査解説時には法務省民事局の指導や戸籍誌などを出版している出版社などの監修を得た先例及び審査解説集を表示できること。

7-2-5 処分決定・移記・決裁機能

- ① 本籍人について、移記すべき事項とすべきでない事項を自動審査するシステムであること。
- ② 審査結果を色分けなどで画面上に示すこと。本籍人は自動移記を行うこと。
- ③ 誤って不移記事項が記載されることを防止するため、不移記事項をシステムが判断して要不要を確認する機能があること。
- ④ 移記処理が終了したもの、終了していないものを判別できる機能があること。
- ⑤ 未決裁一覧を表示できること。

7-2-6 イメージデータ管理機能

- ① 謄本発行時、上下及び左右に半分に折れるようにセンタリング調整をして印刷できること。
- ② イメージで管理されているデータについて、記載内容を確認する必要がある際に、容易に拡大できること。
- ③ イメージ全体の拡大の他に読みづらい部分だけを拡大できること。
- ④ 平成改製原戸籍、平成改製原附票、除籍、除附票、原戸籍、原附票のイメージを編集し抄本の作成ができること。
- ⑤ イメージの傾き補正、抄本編集後に段差補正ができ、発行できること。
- ⑥ 掛紙がある場合などで認証文の印字頁を変更した時、システムが自動的に記憶し、以降同じ除籍などの発行の際には認証文の印字頁が自動設定されること。
- ⑦ 抄本を作成する場合、改竄防止のため、認証文は空白を空けず末尾に自動印字できること。
- ⑧ 保存期間を越えた除籍・附票の廃棄機能があり、証明発行にあつては、必ず抑止できること。
- ⑨ 廃棄後の請求に対して、廃棄証明書を出力できること。
- ⑩ 除附票を除籍と一対で（又は原附票を原戸籍と一対で）管理できること。
- ⑪ 除籍には、筆頭者と氏を異にする附籍者が記載されている場合があるが、この附籍者についても管理できること。
- ⑫ 戸籍法施行規則第50条に則り、外国人届書を保管できること。
- ⑬ 除籍と同じ仕組みで管理し、証明書を出力できること。

- ⑭ 戸籍システムの届書入力画面で外国人届書を入力し受理処分を決定時、自動的に外国人届書管理システム側の見出しデータを生成できること。
- ⑮ 除籍訂正の際に、イメージデータを画面上で直接訂正できること。
なお、訂正できる端末は、2台とする。

7-2-7 二線式窓口対応機能

- ① 窓口では目検で届書を一次審査し（受付係）、窓口対応後に当該届書を端末入力して二次審査する（記載係）という「二線式窓口」の運用ができること。
- ② 窓口で一次審査<目検>のために戸籍・附票・個人状態の内容を確認できること。
- ③ 文言を入力時、それを含む戸籍先例（通達・回答）及び決議を約14,000文例の中から検索できること。
- ④ 本籍地などの記載に誤りがないか他自治体に問い合わせるために画面上で当該自治体の住所や電話番号が確認できること。その際に利用するデータは、市町村役場便覧とする。
- ⑤ 届書を受け付けた時点で、検索画面上で対象戸籍に即時ロックをかけられること。

7-2-8 文字管理機能

- ① 戸籍で使用できる文字（正字及び通達により認められた俗字）を有し、2010年11月30日に通達が出された「戸籍法施行規則の改正」における常用漢字改訂に対応している電子辞典を利用できること。
- ② 戸籍統一文字は標準で全て搭載されていること。
- ③ 現行システムにおいて、本市が戸籍編成上、使用している文字は、全て移行すること。
- ④ 文字の判断を正確に行うために、諸橋大漢和辞典・角川大字源・新大辞典などの出典根拠を有する電子辞典を利用できること。
- ⑤ 電子辞典から、目的の文字を正確かつ迅速に探し出すために、一般的な「読み、部首、画数」に加えて「変体かな」や「類似文字」などの索引機能が備わっていること。
- ⑥ 文字を検索した際、該当の文字が、字種（「正字」「俗字」「誤字」など）によって視覚的に容易に判別できること。
- ⑦ 文字判断の結果は「正字」「俗字」「誤字」の区分だけでなく、その根拠となる通達番号や「誤字俗字・正字一覧表」で付された印（▲、◎など）、さらには出生届の入力に際し人名用漢字として使用できるか容易に判別できること。
- ⑧ 中国簡化字の届出にも対応でき、該当の正字を表示し入力できること。

- ⑨ 読みが不明な漢字について、マウスで文字を描くことで対象の漢字を検索できること。
- ⑩ 単独で文字検索システムの起動が可能であること。
- ⑪ 戸籍システムにて新たに文字を追加した場合には、自動配布機能を有しサーバ及びクライアントへ配信できること。
- ⑫ 本市で新規外字を作成する場合は、SEが支援すること。
- ⑬ 戸籍システムの機密性を高かめるため、使用する文字コードは、メーカー独自の文字コードとし、コンピューター業界標準の文字コード(シフト JIS や UNICODE) としないこと。
- ⑭ 住民記録システムの連携において、文字コードの変換は戸籍側で実施すること。
- ⑮ 変換テーブルに変更があった場合は、本市でも容易に対応できること。

7-2-9 副本データ管理機能

- ① 戸籍システムと市区町村専用装置間は直接連携する事とし、副本事務用の中間サーバ等を介さないこと。
- ② 戸籍システムから市区町村専用装置へのデータ抽出時間は、本市が指定する時刻とすること。
- ③ 戸籍システムとLGWAN回線への機器の設置、稼働調整・確認作業、回線の接続等に発生する費用は、受託者が負担すること。
- ④ 受託者は、LGWAN への接続に際して主体的に本市および本市庁内ネットワーク保守事業者との調整協議を行い、整合をとりながら作業を進めること。

8 セキュリティ要件

- ① 戸籍システム管理者により、個々の職員に必要な権限設定が可能であること。
- ② 権限設定に基づいたメニュー構成を表示できること
- ③ 戸籍システムを利用できる端末を制限できること。
- ④ 権限設定に基づいたメニュー構成を表示できること。
- ⑤ 生体認証など、認証デバイスを活用した利用者認証機能を有し、自システム内でユーザ管理を行うこと。
- ⑥ システム管理者が、オンラインから容易に戸籍システムのパスワードを変更できること。
- ⑦ パスワードの有効期限設定が可能であること。
- ⑧ 不正アクセスを監視するために戸籍システムにログインした履歴を取得できること。
- ⑨ 戸籍システムの操作履歴ログを出力できること。

- ⑩ 情報公開の一貫として証明書発行履歴を管理し、検索・確認できること。
- ⑪ 戸籍システムの構築、データ移行に当たっては、個人情報保護法及び箕面市個人情報保護条例を踏まえて個人情報保護への対応を行うものとする。
- ⑫ 自システム内でコンピュータウイルス対策機能を有すること。

9 データの保全要件

- ① 初期設定時、システム変更時などにデータバックアップを実施すること。
- ② バックアップデータ格納装置については、テープライブラリなどの電子媒体装置を最終的なバックアップ先として利用し、運用でテープの差し替えなどが不要であること。
- ③ 必要に応じて、曜日によりバックアップ媒体を自動的に変更しデータを格納できること。
- ④ バックアップ方式については、下記の要件を満たすこと。
 - (1) 日次バックアップデータの世代管理ができること
 - (2) 日次バックアップ運用を自動化すること
- ⑤ システムやデータのバックアップ、リストア、スケジューリング、ログ確認、エラー通知など、サーバのバックアップ運用に関して、一元的かつ効率的に管理できる仕組みがあること。
- ⑥ 本番サーバに障害が発生した場合には、副サーバに接続を自動的に切替えることにより、障害時も運用業務が行えること。
- ⑦ バックアップやリカバリについて設計し整備すること。また、障害内容ごとにバックアップからの復旧手順を明確化にし、S Eが復旧作業を実施すること。
- ⑧ 住民記録システムとの連携における障害においても、データの回復方法などの方式を提案すること。

1 0 操作研修における要件

- ① 操作マニュアルなどの各種ドキュメント及び研修計画を作成し、本市職員に対して、十分なシステムの操作研修を実施すること。
- ② システム稼働後においても、本市からの要望により研修にノウハウを持った専門のインストラクターを派遣し、操作指導を実施すること。

1 1 他業務システム連携における要件

- ① 届書データの決裁処理によって、戸籍が編製された場合には、自動的に附票も作成できること。
- ② 通知の遅れなどで附票住所の記録漏れが発生した場合、附票の追加挿入したい箇所に住所を追加挿入できること。
- ③ 附票の住所履歴数が最大になった時、自動的に附票を改製できること。

- ④ 住定日未入力の附票を画面又は帳票で確認できること及び発行はできないこと。
- ⑤ 住民記録システム側からのデータは、日次処理で中間ファイルを経由して戸籍システム側に自動で取り込みができること。
- ⑥ 中間ファイルは、住民記録システム側から提供されるデータのレイアウト・文字コードであること。

<データ連携基本仕様>

- (1) 連携ファイル受信・送信方法

F T P（自システム側がF T Pクライアント）とする。

- (2) 文字コード変換

自システムにて、住民情報システムからの連携データについて文字コード変換を行う。

<附票データ（受信）>

- | | |
|-----------------|--------------------------------------|
| (1) データ内容 | 附票情報 |
| (2) 連携タイミング | 日次 |
| (3) 連携ファイル形式 | 固定長 SAM |
| (4) 連携ファイル文字コード | 文字項目：U T F - 1 6
半角カナ英数：U T F - 8 |

<住所人データ（受信）>

- | | |
|-----------------|--------------------------------------|
| (1) データ内容 | 住所人情報 |
| (2) 連携タイミング | 日次 |
| (3) 連携ファイル形式 | 固定長 SAM |
| (4) 連携ファイル文字コード | 文字項目：U T F - 1 6
半角カナ英数：U T F - 8 |

- ⑦ 移行時における住民記録システムとの連携において、改修が必要な場合は戸籍側で実施し、受託者が負担すること。
- ⑧ 附票・住所人連携のエラー時にエラーリストが毎日出力できること。
- ⑨ エラーリストのフォーマットについては、別途本市と協議の上決定できること。
- ⑩ 保健所提出用の人口動態ファイルを本市が指定する外部媒体に出力でき、出力した内容が確認できること。
- ⑪ 相続税第58条通知ファイルを本市が指定する外部媒体に出力できること。

1 2 移行要件

1 2 - 1 移行対象データについて

- ① 現行戸籍・除籍・附票システムで管理されているデータを、履歴を含めすべての内容を新システムに引き継ぎ、移行すること。

- ② データのフォーマットについては、「戸籍システム標準仕様書」に準拠した現行戸籍システムのデータ抽出ツールで出力したフォーマットとし、「戸籍システム標準仕様書」に記載のある項目は電子データで提供するが、「戸籍システム標準仕様書」に記載のない項目（操作履歴、発行履歴、人口動態など）は紙媒体での提供とする。
- ③ 紙媒体からの電子化は、受託者側の負担で実施すること。

1 2 - 2 文字データについて

- ① 既存の戸籍システムの有する文字と同一の文字フォント（五萬悦明朝）を有すること。
- ② 現行システムにおいて、本市が戸籍編成上、使用している文字は、全て移行すること。
- ③ 同定作業は、受託者側の負担で実施すること。
- ④ 移行で発生する外字の作成は、受託者が負担して行うこと。
- ⑤ 同定結果については、文字コードと字形を見易くした一覧を提出すること。
- ⑥ 文字コードと文字フォントの対応表を市が要求する場合は、無償で開示すること。

1 2 - 3 その他

- ① 移行を行ったデータに対し、検証作業を行うこと。
- ② 必要があれば、移行結果がわかる帳票を作成すること。
- ③ 受託者は、既存システム業者と調整を行いながら、既存システム業者が抽出したデータを元に移行を行うこと。
- ④ 帳票レイアウトは、市民向け帳票、内部帳票問わず、現行レイアウト（位置・項目）に合わせて移行すること。

1 3 マイナンバー制度への対応

- ① 住民基本台帳システムから戸籍システムに対し、マイナンバーを格納できる領域を設けていること。
- ② マイナンバーを名寄せキーとした連携をするために、戸籍システムの改修が必要となる場合は、受託者が負担すること。

2 戸籍システム機器調達業務

1 業務名

戸籍システム機器調達業務

2 履行期間

戸籍システムの本稼働日から60ヶ月後まで
<予定価格の積算について>

機器調達費用は、戸籍システムの本稼働日から60ヶ月間での機器及びソフトウェアのリース費用を見込むこと。

3 履行場所

箕面市西小路4丁目6番1号 箕面市役所本庁舎

箕面市栗生間谷西1丁目2番1号 豊川支所

箕面市下止々呂美953番地 止々呂美支所

4 業務内容

下記5に示す要件を満たす機器の調達を行うものとする。調達は、60ヶ月間の長期継続契約によるリース調達とし、戸籍システムとして稼働するよう設定された機器を調達すること。

また、下記に示す機器以外にもシステムの稼働に必要なミドルウェア、ネットワーク機器、付属機器等の調達も含むこと。また、各機器は導入するシステムが問題なく稼働するスペックのものを調達すること。

なお、本契約にて調達する機器については、賃貸借契約満了後は、発注者へ無償譲渡することとする。

5 サーバ、クライアントその他機器における要件

① サーバのオペレーティングシステム（以下「OS」という。）は、開発元の保守サポートが不可であるものを採用しないこと。（Microsoft 製品の場合、サポート期限を考慮すること。）

② 落雷などによる停電時、戸籍システムが安全に停止できるようサーバへ無停電電源装置を設置すること。

③ サーバの構成は、土曜日を含む本市開庁時に機器の故障などが発生してもシステム稼働に影響が起きないように冗長化（二重化等）すること。またハードディスクはRAID5構成としホットスペアディスクを搭載すること。

④ クライアント端末は、8台調達すること。なお、クライアント端末の仕様は、次のとおりとする。

(1) タイプ：デスクトップ型パソコン

(2) CPU：インテル(R) Core(TM) i3-3220 プロセッサ(3.3GHz) 以上

- (3) メモリ：4GB 以上
- (4) HDD：320GB 以上
- (5) ディスプレイ：19型液晶ディスプレイ
(解像度 1280×1024 (最大) 1.3MegaPixels、ノングレア、LED)
- ⑤ プリンタは、4台調達すること。
- ⑥ プリンタは、本市の戸籍事務全般を考慮し、迅速な証明発行ができるものとする。
- ⑦ L2スイッチは、4台調達すること。なお、L2スイッチの仕様は、次のとおりとする。
 - (1) 10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-Tポートを24ポート以上有すること。
 - (2) SDカードスロットを有し、構成定義をSDカードに保存可能であること。
 - (3) 本庁、豊川支所、止々呂美拠点に各1台設置し、基幹ネットワークと接続すること。また、障害時用に1台予備機を準備し、コールドスタンバイとすること。予備機の構成定義は本庁のものを設定しておき、支所交換の際は支所の構成定義を入れて対応とすること。

<戸籍情報システムネットワーク構成>

- (1) 各支所への回線は、基幹ネットワークに戸籍のVLANを作成 (TagVLAN, 基幹ネットワーク内でのルーティングは無し。)
- (2) 基幹スイッチ (フロアスイッチ) に戸籍 VLAN のポート設定 (ポートベース VLAN)
 - ※住民情報系 VLAN と戸籍 VLAN とのルーティングについては、本市および本市市内ネットワーク保守事業者との調整協議を行い、整合をとりながら作業を進めること。
- ⑧ ハードウェアの障害発生時における代替・交換部品の入手が困難でないこと。

3 戸籍システム保守業務

1 業務名

戸籍システム保守業務

2 履行期間

戸籍システムの本稼働日から60ヶ月後まで

<予定価格の積算について>

保守業務の予定価格は、次の①②③の総額を見込むこと。

① システム稼働維持保守は、戸籍システムの本稼働日から60ヶ月分

② 機器保守とソフト保守は、賃貸借契約から1年間は賃貸借業者による瑕疵担保期間とするので2年目からの48ヶ月分

③ 次回戸籍システムの再更新において、他者がシステム構築するに至った場合のデータ移行に係るデータ抽出作業の費用

<保守契約について>

稼働維持保守契約 : 平成26年12月1日から平成27年3月31日以降、平成27年4月1日から1年ごとの契約

機器・ソフト保守契約 : 平成27年12月1日から平成28年3月31日以降、平成28年4月1日から1年ごとの契約

データ移行保守契約 : データ抽出作業が生じた場合に契約

3 履行場所

箕面市西小路4丁目6番1号 箕面市役所本庁舎

箕面市栗生間谷西1丁目2番1号 豊川支所

箕面市下止々呂美953番地 止々呂美支所

4 業務内容

本業務の内容は、戸籍システムの円滑な稼働を維持するため、下記5以降に示す一切の作業とする。

5 運用・保守・サポート体制

5-1 運用管理

① システムの運用日（土曜日を含む）及び運用時間のスケジュールを管理し、運用を自動化する機能がサーバにあること。

② あらかじめ設定されたスケジュール以外の日付や時刻へ変更できること。この場合の変更は、SEが実施すること。

③ 日次・月次・年次などの運用作業計画書を作成し、それに従った運用自動化案を提案し、本市の承認を得ること。

④ 日次・月次・年次などにおける運用マニュアルを作成すること。

- ⑤ 起動方法に関わらず、起動されるバッチ処理について、処理時間や処理結果など、バッチ処理の進行及び結果に関する状態を確認できるログが記録できること。
- ⑥ 機器の耐用年数等により、5年後以降に新機器を導入した場合、継続して現行システムを稼働できるよう検討し、報告すること。
- ⑦ 導入後、システムに起因する障害が多発したときは、無償で契約解除を行えること。

5-2 ソフトウェア・ハードウェア保守

- ① リビジョンアップ版のリリースは、1回/年以上であること。
- ② 法改正対応については、随時実施すること。
- ③ パッケージソフトウェアのバグについて、保守の範囲で対応すること。
- ④ 市長名の変更、年号の変更など、業務に関する設定変更が必要な場合は、速やかに対応すること。なお、設定変更等の軽易な作業については、保守の範囲で対応すること。
- ⑤ システムにて使用している基本的なソフトウェアの情報を管理し、システムを適切な状態に保つためのシステム管理作業を実施すること。
- ⑥ 住民記録システムなどのシステムに設定変更などが発生した場合は、戸籍システムへの影響を調査し、速やかに対応作業を実施すること。
- ⑦ 端末・プリンタのレイアウト変更発生時、端末・プリンタの設定変更を実施すること。(2回/年想定)
- ⑧ サーバにかかる保守については、安全に実施できる体制を整えること。
- ⑨ 保守作業時にサーバ、クライアント端末のハードディスク又はその他の記録媒体について交換する必要がある場合は、本市において専用機器による磁氣的消去を行った後、廃棄するものとする。

5-3 システムの稼働維持

- ① 契約期間中の法改正や運用変更等に伴うシステムの改修については、可能な限り本業務の範囲内での改修と位置付け、別途経費を発生させないこと。
- ② 本市の要望に応じて1回/年の障害回復訓練を実施すること。なお、訓練内容は、本市と協議すること。
- ④ 安定稼働のために巡回保守(サーバ定期点検)を1回/月、SEが実施すること。
- ⑤ 稼働維持のため、本市より60分以内にシステム保守拠点があること。
- ⑥ システム及びデータに関する問合せに対して、SEが迅速な調査・回答を実施すること。(2回/月を想定)
- ⑦ システム保守作業とは別に、業務に関する問合せや入力方法について、フリーダイヤルでサポートデスクに問い合わせができること。

- ⑧ システム変更作業については、業務に影響が無い時間外・休日の対応ができること。(6回/年を想定)
- ⑨ 以下のデータについては定期的な更新作業を受託者が実施すること
 - (1) 審査のために必要な審査解説データ・先例検索データ (年1回以上)
 - (2) 住所辞書 (年2回以上)

5-4 障害発生時の対応

- ① 土曜日を含む本市開庁時の緊急時において、サポートデスクサービス時間範囲外であっても対応ができること。
- ② 障害時の対応のため、保守拠点が本市より60分以内にあること。
- ③ 障害時において、迅速に復旧する方法を報告すること。
- ④ 収集した障害情報を基に原因を分析し、同様の障害が発生しないように是正処理・予防措置を講じられること。
- ⑤ 原因、影響範囲、対処方法、再発防止策を取りまとめ、障害報告書として本市に報告すること。

6 戸籍システムの再更新に係るデータ抽出作業等について

戸籍システムの再更新時に、入札者以外のシステムを利用することとなった場合に、本システムからデータを抽出し、再更新後のシステムにより利用できるデータにすること。作業内容は、次のとおりとする。なお、当該データ抽出作業経費について、入札者が本システムの再更新について契約の相手方となった場合は、当該経費は支払わないものとする。

- ① 前記6-2①の法務省民二第7002号通達で定められた戸籍システム標準仕様の中間ファイル形式にて切り出すこと。
- ② ファイルレイアウトについても中間ファイル(標準仕様)へ変換すること。
- ③ 新システムにデータを移行するために必要となる旧システムへの問い合わせは、少なくとも10人日以上とする。